

令和 7 年 9 月 21 日 執行
真鶴町議会議員選挙

指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害
者更生援護施設及び指定保護施設における
不在者投票の事務処理要領

真鶴町選挙管理委員会

目 次

I はじめに

1	不在者投票制度とは	1
2	指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者更生援護施設 及び指定保護施設とは	1
3	「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは	1
4	不在者投票管理者とは	1
5	留意していただくこと	2
6	今回行われる選挙は	2

II 事務処理について

1	「投票用紙等」の請求	3
2	「投票用紙等」の交付	4
3	不在者投票ができる期間及び時間	4
4	投票記載場所の設備	4
5	立会人	5
6	不在者投票の方法	5
7	経費の請求	9
8	特殊な投票や手続き	9
9	使用する様式等	11
	・第1号様式 依頼書	12
	・第2号様式 投票用紙等交付請求書	13
	・第2号様式の2 不在者投票事務処理票（Bカード）	14
	・第3号様式 宣誓書（兼請求書）	15
	・第4号様式 経費請求書	16
	・第5号様式 不在者投票者氏名等一覧	17
○	参考 「指定病院等」における代理請求による不在者投票の処理方法	18

III 資 料

○	「指定病院等」における不在者投票の管理に関する質疑応答集	19
---	------------------------------	----

I はじめに

1 不在者投票制度とは

選挙人が選挙（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、投票日の前でも投票することができるように考えられた制度で、一般投票の例外的な制度です。

2 指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設とは

県選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をいいます。

以下、指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設をあわせて「指定病院等」といいます。

3 「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは

選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

所 在 区 分	区域外の「指定病院等」に入院中・入所中
歩 行 可 能 な 人 (外 出 可 能)	で き る 。
病気、負傷等のため 歩行が困難な人	で き る 。

(注) 1 「区域外」とは、選挙人の名簿登録地の真鶴町の区域外のことです。

2 選挙人名簿に登録されている場合でも、投票日（9月21日）までに町から転出した方は、不在者投票はできません。

4 不在者投票管理者とは

「指定病院等」に入院・入所中の選挙人の不在者投票については、その「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。しかし、「指定病院等」の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることができません。このような場合や長に事故があり、又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき者（指定病院における職務を代理すべき者は、医師（又は歯科医師）に限られます。）が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、

不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」といいます。）の請求依頼があった場合、不在者投票理由（1 ページの 3 参照）に当たるかどうかを認定のうえ、選挙人に代わって、選挙人の名簿登録地である真鶴町選挙管理委員会の委員長（以下「町選管委員長」といいます。）に対して「投票用紙等」を請求すること。
- (2) (1)の「町選管委員長」から交付された「投票用紙等」を選挙人に渡すこと。
- (3) 不在者投票記載場所の設備（4 ページの 4 参照）をすること。
- (4) 投票の立会人（1 人以上）を選び、投票に立ち会わせること。
- (5) 投票をさせる際に、選挙人に渡した「投票用紙等」にすでに候補者名等が書き込まれていないかどうか、又、汚損及び破損はないか等について点検した後、投票させること。
- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。
- (7) 投票の終わった「投票用紙等」を「町選管委員長」に送致又は郵送すること。

5 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期にわたって行われる関係上、特に厳格な手続が規定されています。

特に、「指定病院等」の不在者投票管理者になられる方々は、本来の業務のほかにこの仕事をしていただくわけですが、選挙が民主主義の基本をなすものであることを十分にご認識のうえご協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の点に留意し、公正かつ適切な事務処理をお願いします。

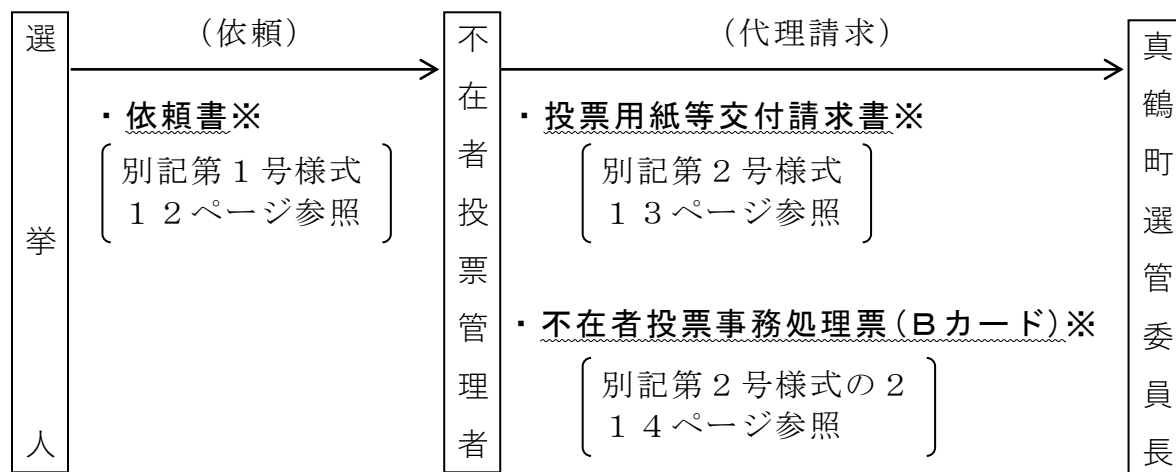
- (1) 不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、自由及び公正に心がけ、投票の秘密保持を期し、また、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えることのないようにしてください。

6 今回行われる選挙は次のとおりです。

選挙の名称	告示日	選挙期日 (投票日)	投票用紙	
			地色	文字の色
真鶴町議会議員選挙	9 月 16 日 (火)	9 月 21 日 (日)	水色	黒色

Ⅱ 事務処理について

1 「投票用紙等」の請求



※ ここで使用する用紙類は、町ホームページからダウンロードしてください。

(1) 「投票用紙等」の請求は、選挙期日（投票日）の前日（**9月20日（土）**）までで、選挙期日の告示の日（**9月16日（火）**）前においても行うことができます。

(2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合、依頼書（第1号様式、12ページ参照）を選挙人から提出させ保存しておいてください。

(3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由（1ページの3参照）に当たると認定した場合には、投票用紙等交付請求書（第2号様式、13ページ参照）及び不在者投票事務処理票（Bカード）（第2号様式の2、14ページ参照）に必要事項を記入のうえ、「町選挙管理委員会委員長」に対して直接又は郵便で請求してください。

(4) 不在者投票事務処理票（Bカード）の「施設の名称」欄の記入は、施設名称のゴム印を押していただいても結構です。

また、選挙人が投票を点字で行う場合には、「施設の名称」欄に併せて「点字」と記入してください。

(5) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(6) 「指定病院等」の長に請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら請求する方法があります。この場合には、宣誓書（兼請求書）（第3号様式、15ページ参照）により「町選挙管理委員会委員長」に対して直接又は郵便で請求することになります（以下、選挙人が自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。）。

2 「投票用紙等」の交付

前項 1 の方法で請求しますと、「町選挙管理委員会委員長」から 9 月 15 日 (月)以後、次の「投票用紙等」が直接交付されるか、又は郵送されてきます。

- ① 投票用紙
- ② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

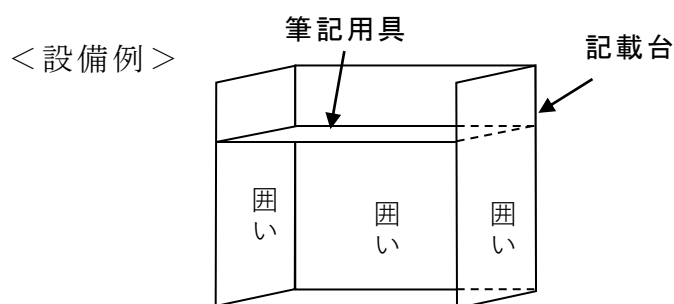
不在者投票管理者は、「投票用紙等」を受け取ったら直ちに、選挙人に渡さなければなりません。《選挙人が自ら請求した場合は、これらの用紙のほかに不在者投票証明書（証明書用封筒に封入されています。）が同時に交付されますが、選挙人はこの証明書封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、不在者投票管理者は投票を拒否しなければなりません。》

3 不在者投票ができる期間及び時間

選挙期日の告示の日の翌日（9 月 17 日（水））から選挙期日（投票日）の前日（9 月 20 日（土））までの、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

4 投票記載場所の設備

「指定病院等」の施設内に設置し、不在者投票管理者の管理のもとに、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために、相当な設備をしなければなりません。



なお、投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することはできません。

また、重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドで投票ができます。

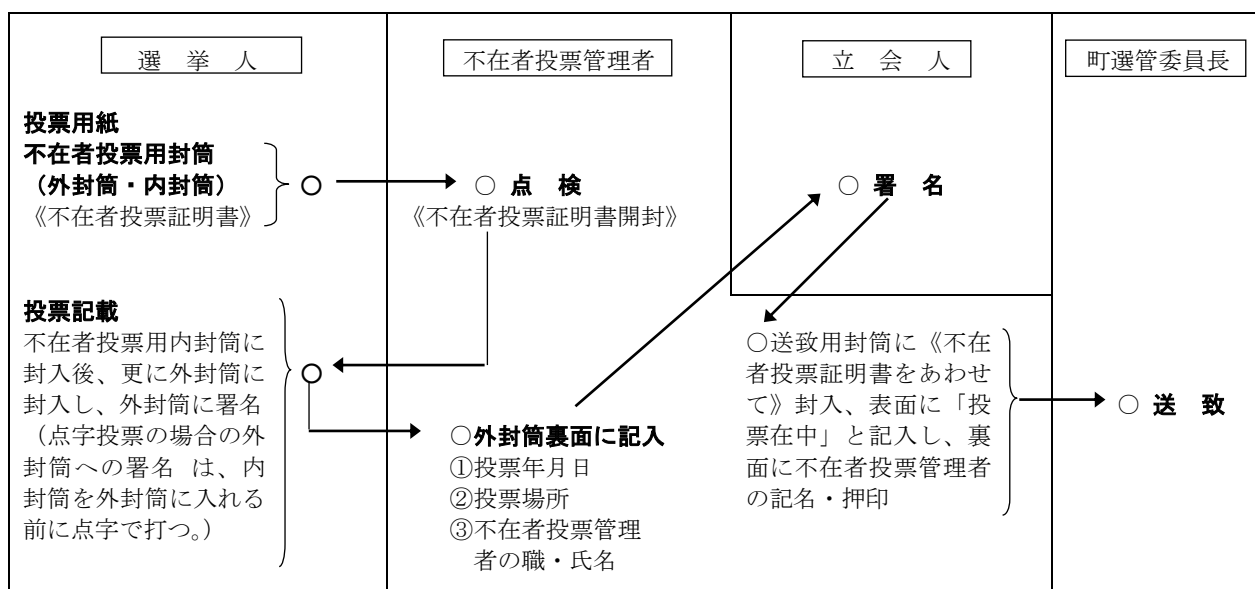
(注) 投票記載場所に特定候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者に投票をしむけるような行為は、投票干渉罪として1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

5 立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち合わせなければなりません。立会人なく行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません。また、立会人は、不在者投票管理者（不在者投票管理者の補助執行者を含む）、代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者とは兼ねることはできません。

なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

6 不在者投票の方法



(注) 《不在者投票証明書》の関係は、本人自ら「町選挙管理委員会委員長」に対し「投票用紙等」を請求し、交付された場合です。

(1) 不在者投票の手續

ア 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする者が、「投票用紙等」を交付された選挙人であるか否かを確認してください。《選挙人自ら「投票用紙等」を請求した者については、不在者投票証明書によって確認してください。》

イ 「投票用紙等」の点検

不在者投票管理者は、「投票用紙等」について、正規のものかどうか、汚損及び破損があったり、又はすでに候補者の氏名等が書かれていないかどうかを点検してください。《選挙人自ら「投票用紙等」を請求した者については、「投票用紙等」のほかに不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていないかどうかを併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否しなければなりません。》

ウ 投票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、①選挙人自ら投票用紙に当該選挙の候補者1人の氏名を記載させ、②これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、③さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、④外封筒に必ず署名させて提出させてください。点字投票があったときは、不在者投票用外封筒の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で打たせてください。

なお、不在者投票用外封筒の署名は、次の代理投票の場合を除くほか、選挙人に必ず自書させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印で選挙人名を押したりしないようにしてください。また、署名の下に押印するとか、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

エ 代理投票

選挙人が身体の故障又は読み書きができないため「候補者の氏名」を自書できないときは、不在者投票管理者に申請して代理投票をすることができます。この場合の申請は、口頭でも結構です。代理投票をさせるときは、不在者投票管理者は次の手順により行わせることになります。

① 立会人の意見を聴いて、補助者2人を補助者の承諾を得て定める。

なお、不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできません。

- ② 定めた 2 人の補助者のうち、1 人を立ち会わせたうえで、他の補助者 1 人に投票記載場所で、選挙人の指示する「候補者の氏名」を記載させる。
- ③ 補助者に、記載した「候補者の氏名」を選挙人に示させたうえで、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせる。
- ④ 補助者に、不在者投票用外封筒に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させる。

なお、選挙人に代理投票の理由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いたうえで拒否することになります。

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒に、①投票した年月日及び場所を記載し、②不在者投票管理者の職名及び氏名を記入したうえで、③投票に立ち会った立会人に署名させてください〔記載例 8 ページ〕。

なお、投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用している事例がみられますが、立会人の氏名は必ず署名してください。

そして、この不在者投票用外封筒を《選挙人自らが、請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」の表示を朱書きで明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちに「町選挙管理委員会」に直接持っていくか、又は郵便等により送付してください。

〔不在者投票用外封筒の記載例〕

不在者投票管理者が記載する（ゴム印でもよい。）

立会人が必ず署名する（ゴム印は使用できません。）

令和 7 年 9 月 21 日 執行
真鶴町議会議員 選挙
不在者投票

(外封筒)

選挙管理委員会

投票者 選挙 三太

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。
(代理記載の場合のみ)

※ これより左には記入しないでください。

投票年月日 令和 7 年 9 月 〇 日

投票場所 横浜市中区日本大通一
山ゆり病院事務室
院長 神奈川太郎

不在者投票管理者

立会人 横浜 一郎

交付市町村名 令和 年 月 日

交付年月日 令和 年 月 日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名

市町村

名簿番号			性別 男・女
投票区(所)	簿冊	番号	

市町村名 真鶴町

代理投票の仮投票を行った場合に、補助者が署名する。
9 ページの「3)代理投票の仮投票」を参照。

投票者が署名する（ゴム印は使用できません。）

選挙管理委員会が記入する。

7 経費の請求

「指定病院等」の長は、所定の手続が終了した場合は、不在者投票経費（不在者投票をした選挙人1人につき1,236円）の経費請求書（第4号様式、16ページ参照）に、

- ① 不在者投票者氏名等一覧（第5号様式、17ページ参照）
- ② 「町選挙管理委員会委員長」から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表（「指定病院等」で不在者投票事務処理票（Bカード）（第2号様式の2、14ページ参照）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）
- ③ 「町選挙管理委員会委員長」の公印入りの「投票用紙等」の数量が記載してある送付状のコピーのいずれか1つを添えて選挙期日（投票日）後30日（令和7年10月20日（月））までに必着するように〒259-0202足柄下郡真鶴町岩244番地の1 真鶴町選挙管理委員会に提出してください。

なお、②を添付した場合は、不在者投票を行わなかった選挙人は二本線で抹消してください。また、③を添付した場合で不在者投票をした者の数が「町選挙管理委員会委員長」からの「投票用紙等」の送付数より少ないときは、朱で訂正してください。

〔問い合わせ先〕

真鶴町選挙管理委員会 〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1
電話 0465-68-1131 （内線6255）

8 特殊な投票や手続き

不在者投票の事務処理については、いままで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票や手続があります。これらのことの詳細については、真鶴町選挙管理委員会におたずねください。

- (1) 選挙人が船員の場合の手続

選挙人が船員である場合は、「投票用紙等」の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書をあわせて提示しなければなりません。

- (2) 郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害を有する選挙人の場合、一定の条件のもとで、郵便による不在者票が認められています。これは、選挙人本人が自ら郵便に

より「投票用紙等」の交付を「町選挙管理委員会委員長」に請求し、現在する場所で投票を記載した後、選挙人が「町選挙管理委員会委員長」に対して郵便により送付する制度です。

郵便による不在者投票を行うことができるのは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人のなかで、障害の程度が一定の程度に該当し、あらかじめ真鶴町選挙管理委員会から、郵便投票証明書の交付を受けている者のみです。

この場合、「指定病院等」で投票を記載することもあります、「指定病院等」の長が不在者投票管理者となつて行う不在者投票ではありませんので、ご注意ください。

なお、郵便による不在者投票をすることができる人が、郵便によらず、一般の「指定病院等」での不在者投票を行う場合は「指定病院等」の長が当然に不在者投票管理者となります。

(3) 代理投票の仮投票

代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人に異議があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることができます。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に「候補者の氏名」を記載した補助者に、その補助者の氏名を不在者投票用封筒（外封筒）の表面右下段に「代理記載人何某」と記載させて提出させることになります。

9 使用する様式等

事 務 内 容	使用する様式	記入者、送付先等	参照ページ
選挙人に「投票用紙等」の代理請求を依頼された場合	依頼書 (第1号様式)	選挙人が記載して不在者投票管理者に提出。 不在者投票管理者が保管。	12ページ
不在者投票管理者が「投票用紙等」を「町選挙管理委員会委員長」に代理請求する場合	投票用紙等交付請求書 (第2号様式)	不在者投票管理者が記載。 下記の不在者投票事務処理票（Bカード）を添付して、「町選挙管理委員会委員長」に送付。	13ページ
	不在者投票事務処理票 (Bカード) (第2号様式の2)	不在者投票管理者が記載。 上記の投票用紙等交付請求書に添付する。	14ページ
選挙人が自ら「投票用紙等」を「町選挙管理委員会委員長」に請求したいと申し出た場合	宣誓書（兼請求書） (第3号様式)	選挙人が記載して、「町選挙管理委員会委員長」に送付。	15ページ
不在者投票終了後、経費の請求をする場合	経費請求書 (第4号様式)	不在者投票管理者が記載。 下記の不在者投票者氏名等一覧を添付して、選挙期日後30日以内に送付。 (真鶴町選挙管理委員会宛)	16ページ
	不在者投票者氏名等一覧（注） (第5号様式)	不在者投票管理者が記載。 上記の経費請求書に添付する。	17ページ

(注)

- 1 不在者投票者氏名等一覧（第5号様式）にかえて、「町選挙管理委員会委員長」から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表（「指定病院等」で不在者投票事務処理票（Bカード）（第2号様式の2）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）、又は「町選挙管理委員会委員長」の公印入りの「投票用紙等」の数量が記載してある送付状のコピーのいずれか1つを添付しても結構です。
- 2 上記の諸用紙が不足した場合は、真鶴町選挙管理委員会へ請求してください。

宣誓書（兼請求書）（第3号様式）については、「指定病院等」には送付されませんので、当該様式のページをコピーして利用していただいても結構です。

依 頼 書

私は、令和 7 年 9 月 21 日執行の真鶴町議会議員選挙の投票を（当病院、当老人ホーム、当施設）で行いたいのので投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼いたします。

令和 7 年 9 月 日

殿

選挙人住所

フリガナ
選挙人氏名

（※代理人氏名）

明治
大正
昭和
平成
生 年 月 日 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

病棟等	
階	

※ 代理人氏名の欄は、代理人がこの用紙に記載をした場合に、その方の名前を記入してください。

投票用紙等交付請求書

別記の選挙人 人は令和 7 年 9 月 21 日執行の真鶴町議会議員選挙の当日、（当病院に入院加療中、当老人ホームに入所中、当施設に入所中）のため（当病院、当老人ホーム、当施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項（第 51 条第 2 項において準用する第 50 条第 4 項）の規定による依頼があったので、別記の選挙人に代わって投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 7 年 9 月 日

真鶴町選挙管理委員会委員長 殿

所 在 地

（電話番号 ー ー ）

名 称

不在者投票管理者（病院長、老人ホームの長若しくは施設の長又はこれらの代理人）

氏 名

（事務担当者氏名 ）

◎注 意

不在者投票事務処理票（B カード）の「施設の名称」欄には、当該選挙人が投票する場所として、当該病院、老人ホーム等の名称を記入してください。また、選挙人が視覚障害者であるため点字投票をする場合には、「点字」と記入してください。

不在者投票事務処理票

（ B カード ）

選挙人名簿に記載されている住所		氏 名		生年月日・性別		投票区	名簿番号	表 示	
真 鶴 真 鶴 町 岩		フリガナ		明・大・昭・平			—		
				年 月 日			男	女	
太枠の中のみすべて記入 してください。		施設の名称				不在者投票理由			
						1	2	3	6
指定施設・滞在地・在宅		請求・交付等の方法				不在者投票証明書の発行 有 ・ 無			
請求受理年月日	・ ・	請 求	直 接・郵 便						
交 付 年 月 日	・ ・	交 付	直 接・郵 便						
受 理 年 月 日	・ ・	受 理	直 接・郵 便						
返 還 年 月 日	・ ・	返 還	直 接・郵 便						
備 考									

請 求 書（兼 宣 誓 書）

私は、令和 7 年 9 月 21 日 執行の真鶴町議会議員選挙の当日、次の不在者投票理由に該当する見込みです。

なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

- ・ 仕事、学業、その他（ ）に従事
- ・ 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
- ・ 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- ・ 天災又は悪天候により、投票所へ到達することが困難

上記は、真実に相違ないことを誓います。

令和 7 年 9 月 日

真鶴町選挙管理委員会委員長 殿

現住所及び 電話番号	(〒) (電話番号)
選挙人名簿に記載 されている住所	
フリガナ	
選挙人氏名	
生年月日	明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日
投票用紙等 の送付先	(上記の現住所と同じ場合については、記載不要です。) (〒)
不在者投票に出向 く予定の市町村	(市・区・町・村名（施設で投票する場合は施設名）を記入してください。)

事務処理欄 ※こちらには記入しないでください。

投票区				名簿の表示	
不在者投票事務処理票 (Bカード) への記載					

経 費 請 求 書

一 金 円 也

ただし、令和 7 年 9 月 21 日執行の真鶴町議会議員選挙において不在者投票をした選挙人 人（1 人につき 1, 2 3 6 円）の投票に要した経費を上記のとおり請求します。

令和 7 年 月 日

真 鶴 町 長 殿

請 求 者

所 在 地	(〒 -)		
フリガナ			
名 称			
電 話 番 号	() - 内 線	担 当 者	所 属 氏 名
フリガナ			
代 表 者 職 ・ 氏 名	代表者印		

請求金額振込先

振 込 先 銀行等名	銀 行 信用金庫 農 協	支 店	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ そ の 他			
フリガナ			口 座 番 号				
口 座 名 義							

（通帳の記載のとおり正確に記入願います。）

◎ 注 意

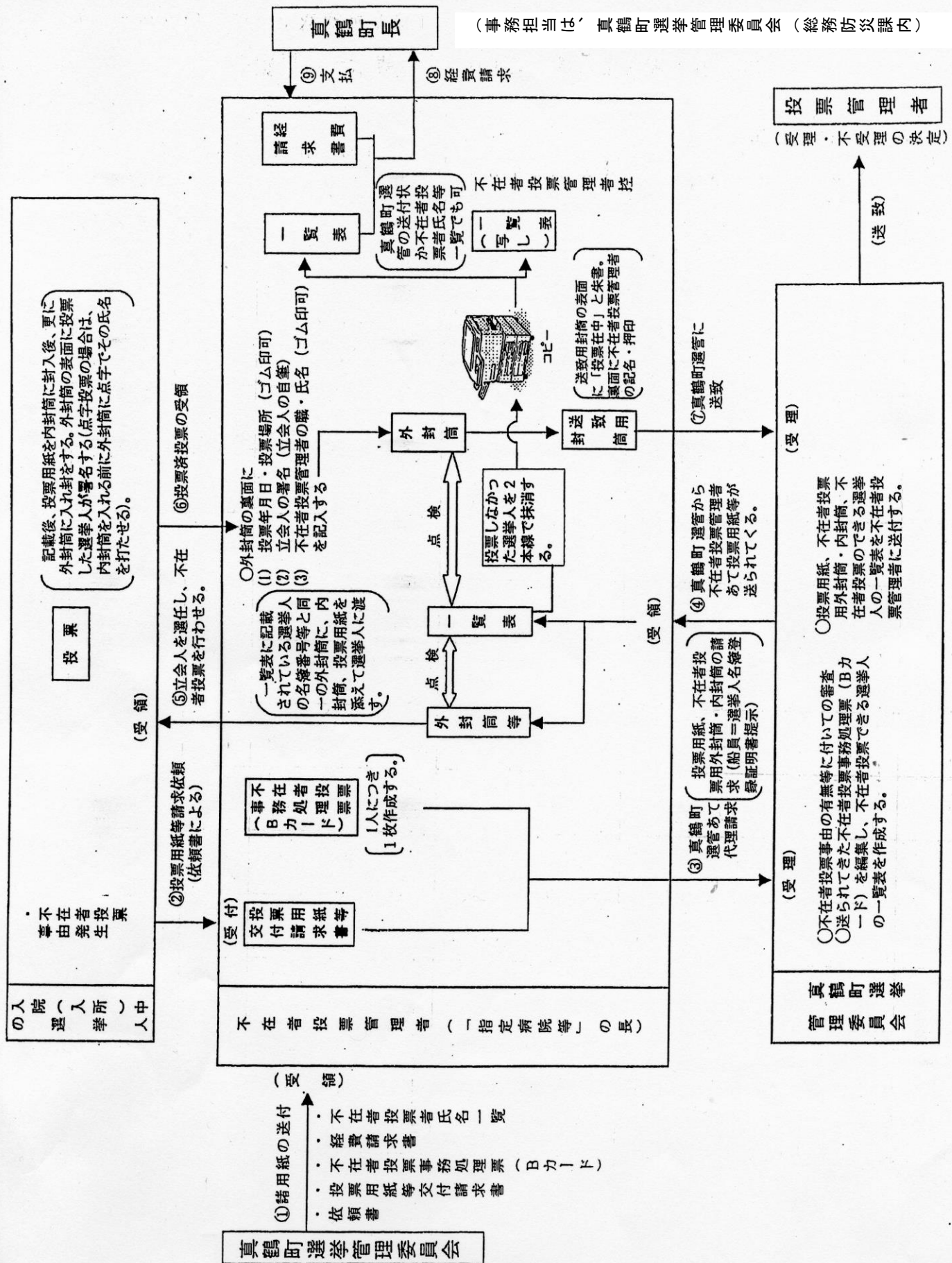
「不在者投票者氏名等一覧」に代えて、真鶴町選挙管理委員会から送付のあった一覧表を使用していただいても結構です。その際、不在者投票を行わなかった選挙人は 2 本線で抹消してください。

また、「真鶴町選挙管理委員会委員長」から送付のあった「投票用紙等」の数量が記載された公印入り送付状の写しを使用していただいても結構です。その際、不在者投票者数が送付状記載の「投票用紙等」の数量より少ないときは朱で訂正してください。

不在者投票者氏名等一覧

番号	選挙人名簿に記載 されている住所	ふりがな 選挙人氏名	生年月日	性別	備考

〔参考〕「指定病院等」における代理請求による不在者投票の処理方法



Ⅲ 資 料

○ 「指定病院等」における不在者投票の管理に関する質疑応答集

(凡例) 法・・・公職選挙法、令・・・公職選挙法施行令

番号	項 目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
1	不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書	1 「指定病院等」に入院・入所中の者が、投票用紙等（投票用紙及び不在者投票用封筒のことをいう。以下同じ。）の請求を「指定病院等」の長に依頼（代理請求の依頼）した場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を提出しなければならないか。	1 代理請求の場合は必要ありません。	令52条
2	投票用紙等の請求	2-1 不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の告示の日前においても行うことができるとされているので、今回の選挙について直ちに請求してもよいか。 2-2 病院に入院中の者に付き添いをしている者について、指定病院の院長が代理請求をすることができるか。また、その者は指定病院内で不在者投票ができるか。 2-3 選挙期日が迫ってから入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは自動車、電車等を利用しても代理請求を行わなければならないか。 2-4 入院患者から今日投票用紙等の代理請求をしてほしい旨依頼があったが、郵送では時間的に間に合わないため、本人の家族の者に院長の補助者として選管に請求に行かせてよいか。 2-5 投票用紙等の代理請求の際に、選挙人から徴する依頼書は、選管に送致するのか、それとも手元に保管するのか。	2-1 差し支えありません。 ただし、選挙人が船員の場合であって、総務省令で指定する選挙管理委員会の委員長に対し請求する場合は、告示日前には請求できません。 なお、投票用紙の交付は9月15日以後において行われます。 2-2 前段、後段ともにできません。 なお、この者が不在者投票を行う場合は、名簿登録地の選管か、現に滞在している地の選管で行うことになります。 2-3 代理請求を断ることはできませんが、郵便によるか直接によるかは、不在者投票管理者の自由であり、できれば不在者投票が可能となるよう配慮してください。 2-4 院長の管理権の及ぶ者（補助者）と認められれば差し支えありません。 なお、その際、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を携帯させられるよう配慮してください。 2-5 前 段 不在者投票管理者において保管してください。 後 段 次の期間のうち、いずれ	令50条 令51条 令53条 法204条 法208条

番号	項 目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
		また、その保管すべき期間はどのくらいか。	か長い方の期間保管してください。 ① 選挙の効力に関する訴訟及び当選の効力に関する訴訟の提起期間（当選人決定の日から少なくとも３０日間） ② 不在者投票経費の請求の手続が完了する日までの間。 なお、訴訟が提起された場合は、その訴訟が終結するまでの間保管してください。	
3	選挙公報	3 選挙公報は、各指定施設にも配布されるか。	3 配布はしませんが、各指定施設から送付依頼があった場合には、個別に送付する取扱いとします。	法170条
4	候補者氏名掲示	4 入院患者から候補者氏名一覧を掲示してほしいという要望が強く、掲示の必要性を痛感しているが、選管で配布する予定はないか。	4 各指定施設からの送付依頼があった場合には、個別に送付する取扱いとします。 ただし、送付された候補者氏名一覧を掲示することは差し控えてください。	法175条
5	選挙人への便宜及び立候補届出期間	5 選挙人への便宜のため、立候補状況がわかる新聞を投票記載台近くの適当な場所に、不在者投票管理者が置いておくことはどうか。	5 選挙人の便宜を図るうえから止むを得ません。 なお、立候補の届出の締切り日は選挙期日の告示の日（ ９月16日 ）であるので念のため。	法 86 条 法 86 条 02
6	不在者投票をする期間	6 投票用紙等を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日をあらかじめ定めてする投票日まで、不在者投票管理者が保管することはどうか。	6 ① 不在者投票をする期日を定めることについては差し支えないが、その特定の日以外に投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできません。 ② 不在者投票管理者が保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合、選挙人の了解を得て、保管するのであれば差し支えありません。	令 58 条
7	不在者投票の方法	7-1 投票の記載をする筆記用具には、定めがあるか。 7-2 投票記載所の数には、制限があるか。 7-3 「指定病院等」に入院（入所）中の伝染病患者及び精神病患者で必ずしも歩行不可能ではない者を、一般投票のために外出させる	7-1 ありません。 7-1 ありません。 7-3 歩行困難な者とみなして不在者投票をさせて差し支えありません。	令 58 条 〃 法49条

番号	項 目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
		のは適当でないので、「指定病院等」内で不在者投票をさせて差し支えないか。 7-4 A（指定）病院に入院中に投票用紙等の交付を受けた者が、その後 B（指定）病院に移った場合に、B 病院内で不在者投票をさせることができるか。 7-5 選挙人の依頼に応じ、投票用紙等の代理請求をし、それらを受理したが、その前に選挙人が退院・退所した場合の処置について 7-6 選挙人から請求依頼があり投票用紙等を選管からとりよせたところ、本人が人事不省に陥り、不在者投票ができなくなった場合、不在者投票管理者としてどう処置したらよいか。 7-7 自書能力もなく口もきけない人が候補者の一覧表をのせた新聞を持ってきて、自分が投票したい者の氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。 7-8 投票箱の設置についての定めはあるか。 7-9 投票立会人は、不在者投票の期間の途中で変更して差し支えないか。	7-4 選挙人が、自ら投票用紙等の交付を請求した場合に限ってできます。 しかし、その者が自分の投票区の区域外の病院（A）に入院中であることを理由に投票用紙等の交付を受けしており、新たに移った病院（B）が、その者の投票区の区域内にあるときは、もはや不在者投票はできません。 7-5 経緯を詳細に書いて、投票用紙等を至急交付した選管に返送してください。 なお、当該選挙人に対しては不在者投票事由が消滅したため投票用紙等を選管に返送した旨及び投票当日投票所に行けば投票できる旨を連絡してください。 7-6 投票日の前日まで不在者投票管理者においてこれを保管してください。不在者投票ができず、その後選挙の投票当日選挙人が当日投票に行ける状態になれば、投票所で当該不在者投票用紙と引き換えに投票できるのでその時交付してください。 なお、当日投票もできなかった時は、投票時間経過後理由を付して選管に返送されたい。 7-7 選挙人の意思が確認できる限り差し支えありません。 7-8 ありません。 投票箱の設置は特に義務づけてはいませんが、一定の適当な箱（例えば、手さげ金庫）に一時保管してください。 7-9 差し支えありません。	令50条 令64条 令64条 令58条 令 58 条

番号	項 目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
		7-10 ベッドで投票することになる場合、投票台についてもベッドで記載できるよう足を短くするなど改良して使用したいがどうか。	7-10 差し支えありません。要は投票の秘密が守られるよう配慮されればいいです。	令 58 条
		7-11 代理投票を行わせる場合に、代理投票の補助者の氏名を病院内の記録にとどめる必要があるか。	7-11 法令上何ら定めがないのでその必要はありませんが、任意に行うことは差し支えありません。 しかし、代理投票の仮投票においては、補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面に記載することとなりますので念のため。	
		7-12 不在者投票用外封筒にする不在者投票管理者の記名と立会人の署名について、「記名」と「署名」との相違はどこか。	7-12 「記名」は本人以外の者が記載してもよいが、「署名」は本人が自書しなければなりません。したがって、「記名」の場合はゴム印なども使用できますが、「署名」の場合は、使用できません。	令60条
		7-13 病院長名で投票用紙の代理請求をした後病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理（医師である副院長）が院長事務を行っているが、この場合、不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいか。	7-13 院長代理何某と記載してください。	令60条
		7-14 不在者投票管理者は、必ず投票記載場所に立会人とともにいなくてはならないか。	7-14 不在者投票管理者の管理権が及ぶなら、必ずしも投票記載場所にいる必要はありません。ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに補助者が2人の計4人がいなければなりません。	令58条
8	投票の送致	8 不在者投票の送致の際に、送致用封筒の表面に記載する「投票在中」という文言は朱書きによるか。	8 法令上の定めはありませんが朱書きにしてください。	令60条
9	経費の請求	9-1 投票用紙等を代理請求した場合と本人が請求した場合とでは、経費の支払い額に相違があるか。	9-1 いずれも同額で 1,236円です。	
		9-2 経費の請求は、投票用紙等の交付数又は投票数のいずれで算出すべきか。	9-2 投票数で算出してください。	

番号	項 目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
10	その他	10 投票当日の投票管理者において不受理と決定される投票というのは、どういうものか。	10 主に次のようなものです。 ① 不在者投票用外封筒に選挙人の署名がない投票 ② 不在者投票用外封筒に選挙人の署名に代えてゴム印で記名した投票 ③ 不在者投票用外封筒に投票した年月のみで日の記載のない投票 ④ 不在者投票用外封筒に投票場所の記載が不十分な投票 ⑤ 不在者投票用外封筒の封が破られている投票 ⑥ 正規の不在者投票用外封筒を用いない投票 ⑦ 立会人の氏名の署名のない投票 ⑧ 立会人の氏名をゴム印で記名した投票	令 63 条